

法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載のHPをご覧ください。

法令等の名称	改正の概要(2月22日現在)
水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について 令和6年1月25日公布 令和6年4月1日施行 (一部は令和7年4月1日施行)	(1) 水質汚濁防止法施行規則の改正 水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項において定める地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準のうち、「六価クロム化合物」について0.02mg/Lに改められた。 (2) 排水基準を定める省令の改正 排水基準を定める省令第1条において定める排水基準のうち、別表第1に掲げる「六価クロム化合物」に係る許容限度を0.2mg/Lに改められた。 また、同基準のうち、別表第2に掲げる「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を800CFU(コロニー形成単位)/mLに改められた。 なお、「六価クロム化合物」に係る排水基準について、電気めっき業に属する特定事業場からの排水には、暫定排水基準として0.5mg/Lを3年間適用することとされた。 ● https://www.env.go.jp/press/press_02672.html
水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令の公布について 令和6年1月4日公布 令和7年4月1日施行	(1) 水質汚濁防止法施行令の改正 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に基づき水質汚濁防止法施行令第3条第1項第11に規定する「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改められた。 (2) 建築基準法施行令の改正 上記の改正にあわせて、建築基準法第31条第2項及び同法第36条に基づき建築基準法施行令第32条第1項第2号で定める浄化槽の汚水処理性能について、「大腸菌群数」に係る基準(1立方センチメートルにつき3,000個以下)を「大腸菌数」に係る基準(1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下)に改められた。 ● https://www.env.go.jp/press/press_02611.html
「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令」の公布について 令和5年12月12日公布 令和6年4月1日施行	「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」の中間取りまとめ及び令和5年9月1日に公布の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令を踏まえ、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令について、所要の改正が行われた。 ● https://www.env.go.jp/press/press_02513.html
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について 令和5年12月1日公布 令和6年2月1日施行 (一部は令和6年6月1日施行)	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第10回締約国会議(令和4年6月)において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として、「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」を指定すること等について、化審法施行令が改正された。 ● https://www.env.go.jp/press/press_02450.html
排水基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について 令和5年9月29日公布 令和5年10月1日施行	暫定排水基準が適用されている業種のうち、窒素含有量に係る3業種及びりん含有量に係る1業種については現行の暫定排水基準のまま、適用期間を令和10年9月30日まで延長し、酸化コバルト製造業については、暫定排水基準を見直し、適用期間を令和10年9月30日まで延長した
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について 令和5年9月1日公布 令和6年4月1日施行	温室効果ガス算定排出量の算定対象活動の見直しや、都市ガス・熱の事業者別排出係数の導入等を内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布された。 ● https://www.env.go.jp/press/press_02039.html